

令和7年2月26日 開会

令和7年2月26日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

令和7年2月定例会

1 会 期 1日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	2月26日	水	10:00	<ul style="list-style-type: none">○開 会・議席指定・会期決定・会議録署名議員の指名・諸報告・議会運営委員会委員補欠選任・広域連合一般に対する質問・第1号議案～第10号議案 上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決・第11号議案 上程、提案理由説明の省略、採決・議決事件の字句及び数字等の整理○閉 会

目 次

2月定例会議案等	2
2月定例会一般質問項目表	3
2月定例会議案質疑項目表	4

【2月26日（水）】

●開会	7
●議席指定	7
●会期決定	7
●会議録署名議員の指名（吉岡英允議員、土淵茂勝議員）	7
●諸報告	7
●議会運営委員会委員補欠選任	7
●広域連合一般に対する質問	7
◎土淵茂勝議員	7
「1 高額療養費の自己負担について」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（馬場文則）	
横尾俊彦広域連合長	
「2 出産育児支援金について」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（馬場文則）	
●第1号議案～第10号議案	
○上程	10
○提案理由説明（◎横尾俊彦広域連合長）	10
○質疑	11
◎土淵茂勝議員	11
「1 第7号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） マイナンバーカードと健康保険証の一体化事業について」	
◎答弁者：業務課長（吉岡将智）	
○討論	13
○採決	13
●第11号議案	
○上程	14
○提案理由説明の省略	14
○採決	14
●議決事件の字句及び数字等の整理	14
●閉会	14
〔当日配付資料〕	
・議席表	15
・諸報告	16

● 2 月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第 1 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 2 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 3 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 4 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 5 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 6 号議案	令和 6 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 7 号議案	令和 6 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 8 号議案	令和 7 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 9 号議案	令和 7 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 10 号議案	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	令和 7 年 2 月 26 日 可決
第 11 号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	令和 7 年 2 月 26 日 可決

選挙・選任	
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議会運営委員会委員の補欠選任	令和 7 年 2 月 26 日 選任決定

報告書等	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和 7 年 2 月 26 日 決定

一般質問項目表

○ 一般質問

令和7年2月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	土 淵 茂 勝	一問一答	1 高額療養費の自己負担について 2 出産育児支援金について

議案質疑項目表

○ 議 案 質 疑

令和7年2月定例会

質疑順	氏 名	質 疑 事 項
1	土 淵 茂 勝	第7号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補 正予算（第3号） 歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費のうち マイナンバーカードと健康保険証の一体化事業について

令和7年2月26日（水）

令和7年2月26日(水)

午前10時00分～午前10時39分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	議席番号・議員氏名	①	②
1. 江口 孝二	○	—	12. 増田 紀之	○	—
2. 吉岡 英允	○	—	13. 古川 英子	○	—
3. 土淵 茂勝	○	—	14. 光岡 実	○	—
4. 江口 正勝	○	—	15. 中村 和典	○	—
5. 今泉 藤一郎	○	—	16. 松尾 初秋	○	—
6. 池田 道夫	○	—	17. 前田 邦幸	欠	—
7. 大石 安弘	○	—	18. 野北 悟	○	—
8. 平野 達矢	○	—	19. 西依 義規	○	—
9. 大川 隆城	○	—	20. 古藤 宏治	○	—
10. 中牟田 文明	○	—	21. 松永 憲明	○	—
11. 森田 浩文	○	—	22. 松永 幹哉	○	—

【凡例】 会議時間：①10:00～10:39 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾 俊彦	副広域連合長	坂井 英隆
副広域連合長	水川 一哉	監査委員	力久 剛
事務局長兼会計管理者	馬場 文則	副事務局長兼総務課長	実本 和彦
業務課長	吉岡 将智		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	倉持 直幸	副局長	井上 貴仁
書記	寺崎 博隆	書記	江崎 智恵
書記	江頭 優貴		

本 日 の 案 件

- 開会
- 議席指定
- 会期決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸報告
- 議会運営委員会委員補欠選任
- 広域連合一般に対する質問
- 以下の議案の上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決
 - 第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
 - 第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第4号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 第5号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - 第6号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
 - 第7号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 第8号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 第9号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - 第10号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
- 以下の議案の追加上程、提案理由説明の省略、採決
 - 第11号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 閉会

● 開 会

◇議長(松永幹哉議員)

おはようございます。ただいまから佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております日程表のとおり進めます。

● 議席指定

◇議長(松永幹哉議員)

それでは、議席の指定を行います。

唐津市、白石町の選出議員の変更により、新たに本広域連合議会の議員となられた2名の議席は、議長においてお手元に配付している議席表のとおり指定します。〔議席表(15ページ掲載)〕

● 会期決定

◇議長(松永幹哉議員)

次に、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

● 会議録署名議員の指名

◇議長(松永幹哉議員)

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、吉岡英允議員、土渕茂勝議員、この2名を指名します。

● 諸報告

◇議長(松永幹哉議員)

次に、諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより承知をお願いします。〔諸報告(16ページ掲載)〕

● 議会運営委員会委員補欠選任

◇議長(松永幹哉議員)

次に、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。委員の補欠選任については、議長において古藤宏治議員、吉岡英允議員を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

● 広域連合一般に対する質問

◇議長(松永幹哉議員)

次に、広域連合一般に対する質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許可いたします。

○土渕茂勝議員

おはようございます。江北町の土渕茂勝です。

今回の一般質問に際して、一言最初に述べさせていただきます。

最初の質問は、物価高に見合う年金額の上げを政府に働きかけてほしい旨の質問を連合長に答弁を求めたものです。事務局からは、広域連合の事務の範囲を超えるという理由で質問を取り下げよう求められました。

年金が増えるかどうかは、高齢者の生活や医療保険料にも大きな影響をもたらすものです。広域連合として年金問題を質問できない根拠はないと考えます。

事務局には自由な論議ができるよう、今後改めてもらうよう求めて質問に入りたいと思います。

それでは、次の質問です。

高額療養費の負担増について連合長に質問をいたします。

政府において高額療養費制度の負担増が押しつけられようとしております。国会でも大きな問題となっております。がんや難病患者などの団体からは反対署名を添えて撤回するよう求められております。

患者が置かれた状況も、調査もしないで、現役世代の負担軽減を口実に、困難を抱えた患者の方々に負担を強いる非道なもので、現役世代の将来不安にもつながるものです。

今年の1月23日、厚労省の社会保障審議会の部会に示された資料には、高額療養費制度の自己負担の引上げで5,330億円節約できると試算をしております。内訳を見ますと、現在制度を利用している患者の自己負担増額分で3,060億円、受診抑制分で2,270億円となっております。

佐賀県選出の福岡厚労大臣は2月7日の会見で、2,270億円について、実効給付率が変化した場合に経験的に得られる医療費の増減効果と説明されています。分かりやすく言えば、自己負担が増えるから受診を控えてくれるだろうとの想定です。血も涙もない考えではないでしょうか。高齢者にとって死活的な問題です。生きる尊厳を否定するような負担増を撤回するよう、広域連合として国に求めてください。よろしく願いをいたします。

○事務局長兼会計管理者（馬場文則）

おはようございます。高額療養費制度に関する質問についてお答えをいたします。

高額療養費制度は、医療費の自己負担額が高額になった場合に、被保険者の負担を軽減するため、所得に応じて定められました自己負担限度額、これを超えた分が支給されるものでございます。セーフティーネットとしての役割を持つ大変重要な制度であると考えておるところでございます。

しかしながら、高齢化の進展や、医療の高度化、高額薬剤の開発、普及などにより、高額療養費の総額が年々増加し、結果として、現役世代を中心とした保険料が増加している状況でございます。

こうした状況を踏まえ、国におきましては、セーフティーネットとしての高額療養費制度の役割を維持しつつ、全ての世代の保険料負担の軽減を図る観点から、自己負担上限額の見直し、各所得区分の細分化、これらについて、段階的に3か年で見直していくことを検討されております。

今回の見直しは、増加する医療費を補うため、保険料と窓口負担のバランスを図りつつ、年齢にかかわらず、負担能力に応じて公平に支え合う全世代型社会保障制度を実現するためのものでございます。

また、その見直し内容につきましても、患者団体等の意見を踏まえ、現在検討が行われている状況であるため、現時点では見直しの撤回を国へ求めることは考えておりません。

広域連合としましては、今後の動向を注視し、被保険者の負担が過度なものとならないよう、必要に応じ、国に求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○土渕茂勝議員

事務局からの答弁ではありますが、がんや難病患者が求めているのは見直しではありません。命綱切る引上げは撤回せよと切実なものです。

保険料負担の軽減を述べておられますが、現役世代の保険料軽減は、月額平均で258円程度、スズメの涙です。

一方で、患者の負担は月額で3万円から5万円と負担増で苦しむこととなります。現役世代と高齢者を分断する全世代型社会保障の考え方は破綻しているのではないのでしょうか。

今回の給付費削減5,330億円は、来年度の軍事予算の6%、予算総額の0.5%にすぎません。重い病気の人に負担を求め、命を危険にさらす高額療養費の負担増を撤回するよう、広域連合協議会として政府に要請をしていただきたいと思います。連合長の認識と答弁を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

回答いたします。

土渕議員から冒頭に、年金についても物価高騰等を配慮したような対応が必要じゃないかというふうなお考えの陳述がございましたが、特に質疑がないとしても、そのようなお考えの意見がこの議会にもありましたことは関係省庁にお伝えをしたいと思っております。

また、今お尋ねの増加する医療費に対しての全世代型社会保障制度の理論を踏まえた厚生労働省が示された方針についてです。

この考え方は、今触れましたように全世代型社会保障制度の理念、その中で、全ての人々がそれぞれの負担能力に応じて支え合うという趣旨で構築をされています。このことは議員ほかの皆さんも重々御承知のことと思っております。

また、高額療養費の限度額の段階的な引上げについては、私自身もやや対症療法的であるなど思っています。本質的な解決をもっともっとやるべきことが多々あると思っておりますし、その意見は審議会等でもお示しをし、提出いたしました。

当面、必要な策といたしまして、政府におかれては、この段階的な引上げについてもやむを得ないというふうな考え方の下に先の方針が示された

ものと受け止めています。

今お尋ねがございました国への要望につきましては、全国の協議会として行う場合には、一旦、役員会等にお諮りをして、全国協議会としてそのことについての審議を経た後に、総意として、被保険者の負担が過度にならないよう、そのことを求めていく必要があると感じておりますので、そのように対応してまいりたいと思っております。

○土淵茂勝議員

連合長の答弁ありがとうございます。

引き続き、住民の高齢者の気持ちに沿った改善を広域連合協議会としても政府に求められるよう求めて、次の問題に入りたいと思います。

次に、出産育児支援金の運用状況についてお聞きをいたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するという制度は、子育て支援における政府の責任と努力を曖昧にするとともに、子育て世代と高齢者を対立させるものとなって、医療制度全般を後退させています。

昨年度およそ8,700万円が計上され、新たに医療費2割負担設定とともに、高齢者の保険料値上げの要因となりました。

今回の補正で107万7,000円が計上されておりますが、どのように使われているのかをお聞きいたします。

資料によりますと、後期高齢全体で132億円と決定されております。その金額は、社会保険診療報酬支払基金に拠出されるということですが、一つその総額は幾らになりますか。また、その金額は全て出産育児支援に充当されるのかどうか。2つ目は、その全体の件数と金額並びに佐賀県内の件数と金額はどうなっているか、答弁を求めます。

○事務局長兼会計管理者（馬場文則）

出産育児支援金の運用に関する質問についてお答えいたします。

少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、これが令和6年4月1日に施行され、出

産育児一時金に必要な費用の一部を、現役世代だけではなく、後期高齢者からも支援する仕組みとなりました。

制度の運用としましては、出産育児一時金にかかる費用の総額を全医療保険者で案分した額を支援金として社会保険診療報酬支払基金へ集め、それを各医療保険者の出産育児一時金にかかる費用に充当する仕組みとなっております。

令和6年度の全医療保険者で負担する支援金は約3,760億円で、うち後期高齢者医療制度が負担する額は、全医療保険者の保険料を基に算出されました3.5%の約132億円を拠出することとなり、その全てが出産育児一時金にかかる費用に充当されることとなります。

全体の件数につきましては、公表されている数値はございませんが、令和6年度の支援金総額であります約3,760億円から推計いたしますと、約75万件と考えられます。

なお、佐賀県の件数及び金額につきましては公表されておりませんので、把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

佐賀県の数値は公表されていないということですが、その理由はどういうことでしょうか。どこが把握するようになっているのか。年度ごとの件数、金額は明確にされるのかどうかお聞きします。また、支援金全てが出産育児一時金に関わる費用に充当されるということですが、令和6年度の件数は全体で推計で75万件と考えられるとの答弁ですが、正確な件数と金額はいずれ報告されるということを受け取っていいのでしょうか。

○事務局長兼会計管理者（馬場文則）

この出産育児一時金の支援にかかる費用につきましては国のほうで算出されまして、総額の見込みは出されているところでございますけれども、その詳細な件数の内訳というものは公表されていないところでございます。

国のほうにも確認をしているところでございませぬけれども、個々具体的な数字についてはまだ出されていない状況でございます。今後、また改め

て照会をさせていただきたいと思っております。

それと、支援金につきましては、全て各医療保険者の出産育児一時金にかかる費用に充当されておりますので、全てが出産育児一時金に使われているということになります。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

この制度は非常に複雑になっているというふうに思いますけれども、正確な数が出れば、ぜひ後で報告をお願いしたいと思います。

この制度は、後期高齢者が対象になることはないと思います。異質の制度設計となっております。同時に、後期高齢者の負担増にもつながっております。この制度の撤回を改めて求めるものです。

子育て支援を国が本気になって進める上で、高齢者に負担を押しつけるのではなく、大幅な予算を政府自身が計上することが解決の道筋ではないかと思っております。そのことを述べて、質問を終わりたいと思っております。

◇議長(松永幹哉議員)

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終わります。

● 議案上程

◇議長(松永幹哉議員)

次に、第1号議案から第10号議案までの議案を一括して議題とします。

● 提案理由説明

◇議長(松永幹哉議員)

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

改めておはようございます。

本日、令和7年2月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、後期高齢者医療制度に関わる近況を御報告の上、今議会に提案いたしております諸議案につきまして、順次御説明をさせていただきます。

昨年12月2日以降、新たな保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みとなりました。ただし、有効な保険証は最大1年間利用できること、また、マイナ保険証をお持ちでない

方には資格確認書を交付するなど、誰もがこれまでと変わらず医療機関を受診できるよう措置をされています。

本広域連合におきまして、12月2日以降、このことによる目立った混乱は起きておりません。

マイナ保険証の利用率についてですが、厚生労働省が令和6年12月分として集計した数値によりますと、全体で32.81%となっており、佐賀県の後期高齢者だけをピックアップしてみますと34.69%となっています。11月分の22.16%からは比較的大きく伸びたものの、まだまだ低い水準であることに変わりなく、今後とも利用促進に取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしております議案につきまして御説明申し上げます。

まず、第1号議案です。佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行によって、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告等に鑑み、職員の育児などと仕事の両立支援を図るために、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子へ拡大するものであります。

次に、第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

第4号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、第5号議案 佐賀県後期高齢者医療広域

連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、消費者物価など経済動向を踏まえ、保険料均等割額における5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準を見直すため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、第6号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)です。

今回の補正の主なものは、市町職員の給与改定による派遣職員給与負担金の増額及び予備費に計上してありました前年度の事務費負担金剰余分を、今年度の市町共通経費負担金と調整を行った結果、歳入歳出それぞれ86万3,000円を増額し、補正後はそれぞれ1億9,891万4,000円としております。

第7号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)です。

今回の補正の主なものは、保険給付費等の執行見込みによる増額及び健康づくり費などの入札残や執行見込みに伴う減額、前年度事務費負担金の精算などによりまして、歳入歳出の調整を図るものであり、補正の額は歳入歳出それぞれ2億3,837万3,000円を減額し、補正後はそれぞれ1,431億5,677万2,000円としております。

次に、第8号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億2,685万8,000円で、本広域連合事務局の運営管理に係る所要の経費を計上しており、前年度当初予算と比較して、振込手数料や派遣職員給与等負担金の増により3,348万1,000円、17.3%の増となっております。

次に、第9号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,437億7,791万3,000円で、前年度当初予算と比較して23億7,656万6,000円、1.7%の増となっておりますが、主に被保険者の増加に伴う保険給付費の増額によるものであります。

第10号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更につきましては、多久小城医療組合を多久小城医療企業団に名称変更し、退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるためであり、関係自治体として本広域連合議会の議決を要するものであります。

以上、今回提案いたしております議案につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長(松永幹哉議員)

これより本案に対する質疑を行います。

通告がありましたので、発言を許可します。

○土渕茂勝議員

健康保険証についての質問です。

昨年12月2日から現行の紙の保険証が廃止されて、マイナ保険証の活用が推進されております。しかし、多くの方が従来の紙の保険証を使っているのではないのでしょうか。資格確認書も発行されていると思いますが、その内容は紙の保険証と全く変わらないもので、従来の保険証を残すことが安全で安心できると考えます。

そこで、現状について質問します。

現在一番新しい統計で、マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の取得、マイナ保険証の利用状況、紙の保険証しか持っていない人など、どのようになっていますか。

2つ目ですけれども、現在、従来の紙の保険証は最長1年間の使用ができるようになっております。その後、資格確認書に代わって5年間の利用ができるようになってはいますが、資格確認書は毎年更新されるのか。また申請が必要なのか、今後の見通しはどうかお聞きします。また、どうしても紙でないと利用できない人についての対応はどのように考えられておりますか。

3点目ですけれども、マイナンバーカードと健康保険証の一体化とはどのような事業を考えておられるのかお聞きします。

○業務課長(吉岡将智)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化事業についてお答えいたします。

まず、取得率などの現状でございます。

佐賀県民全体のマイナンバーカード取得率は、令和7年1月末時点で81.2%で全国4位ですが、後期高齢者のみの取得率は公表されておられません。

佐賀県の後期の被保険者のマイナ保険証登録率、これはマイナンバーカードをお持ちでマイナ保険証にひもづけされている率なんですけれども、こちらに関しましては、令和6年12月末時点では69.99%で全国8位、同時期の後期の被保険者のマイナ保険証利用率は34.69%で全国17位、また、佐賀県の後期の被保険者のうち、マイナンバーカードを取得しないで、従来の紙の被保険者証のみをお持ちの人についてですが、マイナンバーカードの取得率で後期高齢者のみの数値が公表されておられませんので、その人数は把握できておりません。

次に、資格確認書に関しまして、後期高齢者医療制度での有効期間は、例年8月1日から翌年の7月31日までの1年間で、年次の更新は自動的に行われますので、申請手続は不要でございます。

今後の見通しですが、国は当分の間、資格確認書を発行するとしておりますので、マイナ保険証もしくは資格確認書という組合せが続いていくものと思われま。

また、どうしても紙の被保険者証じゃないと利用できない人についての対応でございますが、マイナ保険証を保有している人であっても、マイナ保険証での受診等が困難な高齢者、障害者等の要配慮者は申請により資格確認書を交付いたします。年次更新同様、その後は自動更新となりますので、更新手続は不要でございます。

なお、資格確認書は現行の被保険者証と同じ材質のカードタイプでございますので、被保険者の皆様が引き続き問題なく利用いただければと存じます。

最後に事業内容でございますが、令和6年12月2日より従来の被保険者証の新規発行が廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みがスタートしております。

制度改正に伴う被保険者からの問合せに対応しながら、資格確認書の切れ目ない交付を行いま

して、引き続き円滑に保険診療が受けられる環境整備を行っているところでございます。

また、令和7年7月末までは、後期高齢者医療制度では、マイナ保険証保有者に対しても、暫定的な運用として自動的に資格確認書が交付されますが、令和7年度8月の年次更新に係る一斉発送時から、マイナ保険証未保有者には資格確認書を、マイナ保険証保有者には資格情報のお知らせを交付することで、令和6年度に引き続き、円滑に保険診療が受けられる環境整備を行うこととしております。

以上でございます。

○土渕茂勝議員

2点ほど確認ですけれども、先ほどのマイナ保険証の利用状況、これについては、各市町ごとに資料としてできると思っておりますけれども、その資料を全議員に提出をしてほしいと思っております。

もう一つは、先ほど保険証を持っていない方についてですけれども、今年の8月1日からのものは申請はしなくても自動的にできるということですよ。

その後は毎年、この資格確認書は自動的に発行されるのか、それとも申請をしなければならない人たちが出てくるのか、そのことをちょっと確認したいと思っております。

○業務課長(吉岡将智)

お答えいたします。

まず先ほどおっしゃいました資料に関しましては、後ほどお届けしたいと思います。

マイナンバーカードの保有枚数率、マイナ保険証登録率と利用率、あと佐賀県のマイナンバーカードの取得率に関しては後ほどお届けいたします。

資格確認書の更新に関してですけれども、一度申請していただければ自動的に年次更新という形になりますので、その後の申請は不要でございます。

以上でございます。

(「いいです。確認しました」と呼ぶ者あり)

◇議長(松永幹哉議員)

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって議案に対する質疑は終わります。

● 議案に対する討論

◇議長(松永幹哉議員)

なお、議案に対する討論については通告がありませんでした。

● 採 決

◇議長(松永幹哉議員)

それでは、これよりただいま議題としております議案を順次採決します。

まず、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第1号議案は可決されました。

次に、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第2号議案は可決されました。

次に、第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第3号議案は可決されました。

次に、第4号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第4号議案は可

決されました。

次に、第5号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第5号議案は可決されました。

次に、第6号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第6号議案は可決されました。

次に、第7号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。よって、第7号議案は可決されました。

次に、第8号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第8号議案は可決されました。

次に、第9号議案 令和7年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。よって、第9号議案は可決されました。

次に、第10号議案 佐賀県市町総合事務組合規

約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第10号議案は可決されました。

● 追加議案上程

◇議長(松永幹哉議員)

次に、本日追加された第11号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

● 提案理由説明の省略

◇議長(松永幹哉議員)

お諮りします。本案は提案理由の説明を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明を省略し、直ちに採決することに決定しました。

● 採 決

◇議長(松永幹哉議員)

それでは、第11号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第11号議案は可決することに決定しました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長(松永幹哉議員)

ここでお諮りします。今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 閉 会

◇議長(松永幹哉議員)

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午前10時39分 閉 会

[当日配付資料]

議 席 表

(令和7年2月26日)

中村議員 (鹿島市)	松尾議員 (武雄市)	前田議員 (伊万里市)	野北議員 (多久市)	西依議員 (鳥栖市)	古藤議員 (唐津市)	松永憲明議員 (佐賀市)	松永幹哉議員 (佐賀市)
15	16	17	18	19	20	21	22
大石議員 (みやき町)	平野議員 (みやき町)	大川議員 (上峰町)	中牟田議員 (基山町)	森田議員 (吉野ヶ里町)	増田議員 (神埼市)	古川議員 (嬉野市)	光岡議員 (小城市)
7	8	9	10	11	12	13	14
		江口孝二議員 (太良町)	吉岡議員 (白石町)	土淵議員 (江北町)	江口正勝議員 (大町町)	今泉議員 (有田町)	池田議員 (玄海町)
		1	2	3	4	5	6

議席の指定	吉岡 議員 (2番)
	古藤 議員 (20番)

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和6年11月27日から令和7年2月25日までに、監査委員から例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその写しを送付したとおりである。

記

- 12月23日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6年度11月分)
- 1月31日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6年度12月分)
- 2月21日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和7年度1月分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 松 永 幹 哉

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 吉 岡 英 允

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 土 淵 茂 勝

会 議 録 作 成 者
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長 倉 持 直 幸